

『簡易ガス』をご契約中のお客さまへ

2019年10月分のガス料金より供給約款の一部を改定します

現在、簡易ガス供給約款にご加入いただいているお客さまにつきまして、2019年9月12日以降、ご契約内容の一部を変更させていただきます。

対象の契約種別

簡易ガス供給約款（小売約款）

変更のポイント

① 原料費調整制度における平均原料価格の変更

	現行料金	改定料金
基準平均原料価格	24,120 円/ t	56,080 円/ t

※変更後の基準平均原料価格は、2019年4月～2019年6月期の貿易統計に基づく原料価格を基に算定しています。

② 原料費調整制度における平均原料価格の上限

	現行料金	改定料金
基準平均原料価格の上限	38,590 円/ t	89,720 円/ t

③ 原料費調整制度による単位調整料金は該当月の3～5カ月前の貿易統計に基づき毎月調整致します。

④ 適用日：2019年9月12日から

⑤ なお、基本料金、基準単位料金の変更はありません。

■契約変更時の取扱いについて

お客さまが、変更後の供給約款に異議がある場合、解約することが出来ます。変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、2019年9月11日までに弊社へご連絡ください。

※変更後の供給条件（約款）は弊社ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。（書面をご希望のお客さまは弊社へご連絡ください。）

約款に関するお問い合わせ

旭川ガス株式会社

〒069-0815 江別市野幌末広町 38 番地 2

【代表】011-382-4211 受付時間 9:00～17:30 土・日・祝日除く

旭川ガスのホームページはこちらから

<https://asahikawa-gas.co.jp/>

調整単位料金の算定式

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

=基準単位料金+0.215円×原料価格変動額/100円×（1+消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

=基準単位料金-0.215円×原料価格変動額/100円×（1+消費税率）

	現行料金	改定料金	差額
調整単位料金	453.44 円/m ³	420.01 円/m ³	-33.43 円/m ³

※平均原料価格が 56,080 円/t 時の料金表 A の調整単位料金。

標準家庭の1カ月当たりのガス料金比較

平均使用量	現行料金	改定料金	差額
1.6 m ³	1,858 円	1,806 円	-52 円

※標準家庭の平均使用量は、2018 年度実績。